

保護者 各位

令和5年10月10日
世田谷区立尾山台小学校
校長 小田 正弥

感染症による出席停止について

学校では、感染症にかかった、またはかかっているおそれがある場合は、適切に療養し早期に治癒させるため、また、他の児童生徒への感染を防ぐために、「出席停止」としています。なお、この期間中は「欠席」の取扱いとはなりません。

感染症でお休みする場合は、必ず学校ホームページの「感染症にかかったら」より、「感染症報告」を入力・送信してください。医師から登校の許可が出た、医師の指示のもと症状が回復して感染症の心配がなくなり登校を再開（出席停止解除）する時には、必ず前日の16時30分までに、学校ホームページの「感染症にかかったら」より、「出席停止解除願」を入力・送信してください。

<出席停止開始時> 「感染症報告」を入力・送信する。

<出席停止解除時> 「出席停止解除願」を入力・送信する。

なお、「出席停止」となる主な感染症は下表のとおりです。

出席停止となる主な感染症		
インフルエンザ※1	新型コロナウイルス感染症※2	伝染性紅斑（りんご病）
百日咳	結核	マイコプラズマ感染症
麻疹（はしか）	髄膜炎菌髄膜炎	ヘルパンギーナ
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腸管出血性大腸菌感染症	感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、消化器の風邪など）
風疹	流行性角結膜炎	
水痘（みずぼうそう）	溶連菌感染症	アデノウイルス感染症
咽頭結膜熱（プール熱）	手足口病	

※1 インフルエンザの出席停止解除の注意点

発症後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過していること

- ・「発症した後5日」→発症日を0日目と数える。
- ・「解熱」→解熱剤を使用せず解熱した状態。

例

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
発症		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	<u>登校可</u>	
発症				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	<u>登校可</u>

※2 新型コロナウイルス感染症の出席停止解除の注意点

発症後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していること

- ・「発症した後5日」→発症日を0日目と数える。
- ・「症状が軽減」→解熱剤を使用せず解熱し、呼吸症状が改善傾向にある状態。

(発症から10日を経過するまでは、マスクの着用など周りへの感染の配慮をお願いしています。)

例

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
発症		症状が軽減	症状が軽減後 1日目	症状が軽減後 2日目	症状が軽減後 3日目	<u>登校可</u>	
発症					症状が軽減	症状が軽減後 1日目	<u>登校可</u>

担当： 養護教諭 宮森 広恵
(尾山台小学校 Tel 3701-2183)